

平成27年第2回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成27年6月16日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 5 1番 佐藤厚潮君（P69～P74）

No. 6 4番 藤田節夫君（P75～P90）

No. 7 6番 仁平喜代治君（P91～P92）

追加日程第1 議案第55号 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業平成27年度施工西郷村文化センター太陽光発電設備等設置工事請負契約について

追加日程第2 議案第56号 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業平成27年度施工西郷村保健福祉センター太陽光発電設備等設置工事請負契約について

追加日程第3 発委第 3号 西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例について

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎昇君	参事兼 税務課長	金田昭二君
参事兼 住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	伊藤秀雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
参事兼 上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、議会運営確認事項により、答弁も含め約90分以内を原則とします。

それでは、通告第5、1番佐藤厚潮君の一般質問を許します。1番佐藤厚潮君。

◇1番 佐藤厚潮君

1. 地方創生総合戦略の取り組みの状況について

○1番（佐藤厚潮君） おはようございます。1番、通告に従い、地方創生総合戦略の取り組みについて一般質問いたします。

ただ、昨日、同僚議員が同様の質問をいたしましたので、重複する部分は割愛して質問させていただきたいと思っております。

地方創生は、安倍政権の最重要課題の一つと言われ、昨年、まち・ひと・しごと創生本部が石破大臣のもとで発足し、地方への多様な支援と切れ目のない政策の展開を推進しているのは周知のとおりでございます。ただ、そのために各自治体は地方版総合戦略を策定しなければならず、その内容、時期によって自治体間の格差をつけると言われております。

西郷村の取り組みについて村長にお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1番佐藤厚潮議員のご質問にお答えいたします。

この安倍政権の最重要課題、石破大臣がたびたび国会答弁あるいはテレビ出演をされております。この取り組み状況ということでございますが、昨日、重複することもございますが、お聞きいただきたいと思います。

昨年12月、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定をされました、地域住民生活等緊急支援のための交付金が交付されることになりました。交付金には、地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援を推進するための事業に対して交付される地域消費喚起・生活支援型の交付金と、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定とこれに関する優良施策等の実施に対して交付される地方創生先行型の2種類の交付金があり、この先行型の交付金で地方版総合戦略の策定を計画しているところでございます。

地方版総合戦略と人口ビジョンの策定につきましては、平成28年度予算編成事業への反映を目指し、9月から10月までの策定を目標としておりますが、具体的スケジュールはこれから決定していきたいと思っております。

また、地方版総合戦略策定に当たりましては、幅広い年齢層から成る住民をはじめ

産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、産学官、金融、労働、言論界などの参画のもと、的確な現状分析、地域の実情と将来展望を踏まえた現実性のある計画にしていきたいと思っております。

また、国の総合戦略では、1つとして、地方における安定した雇用を創出すること、2つとして、地方へ新しい人の流れをつくること、3つとして、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえること、4つとして、時代に合った地域づくり、安心な暮らしづくりを守るとともに地域と地域が連携することという4つの基本目標が示されていることから、本村においてもそれらを中心とした計画策定としていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番佐藤厚潮君の再質問を許します。

○1番（佐藤厚潮君） 1番、再質問いたします。

今村長がおっしゃいました地方版総合戦略というのは、これからつくっていくということですが、それによって今後、自治体間の格差、要するに補助金の格差ということにもなると思うんですが、実際にはどのような格差があると言われているのか、おわかりであればお話ししたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 格差がどのようにという予測であります。交付金自体も今回差が出てきました。配分自体は人口と財政力指数によって、（聴き取り不能）ということで、会津美里と西郷が5倍も違うのはどういうことだろうと、みんなそう思いました。

1つは、やはり国家の置かれている現状、それから将来予測、増田元総務大臣のあのふるさと創生の予測があって、896の自治体が消滅すると、衝撃的な言葉が出ましたが、実際やっぱり今の状況から予測いたしますと、あのようになっていくというのはもう何年も前からわかっていました。2009年あたりから、日本はもう減少社会に入ったと、人口が。そうしますと、このままで推移した場合はどうなるんだろうということを考えると同時に、どういった背景からこれが起きているのかということがあって、いろいろな本が出ました。団塊の世代が時代をリードしてきた、第2次ベビーブーマー、第3次はそうでもない、どういったことがあるのか。同時に、これは世界経済と国家の大いなる1,000兆円を超える借金ということがあって、そして日本の国債は格付が6段階も下がってしまったということが、今後日本においてどう対応していくかという総合戦略になるわけです。

国家としてということと同時に、国家と地方自治体は第一セクターですので、同じ考えを持たなければならない。そうしますと、我が西郷村の人口の推移はどうか。今回の全国の推計の中に、福島県は入っておりませんね。3・11があったからであります。この前、増田さんの会議に行ってきましたが、やっぱり5年前の国勢調査のデータがあります。今年も10月に速報が出てくると思いますが、そういったことを駆使するか、あるいは10年のデータを再調査をして、福島県の59自治体のことも早く推計値を出すということに取り組むらしい。西郷村がどうなるかということも、当然その中に明らかになってくるわけでありまして。

そうしますと、当然減少社会をどう食い止めるかということになりますと、やっぱり地方自治体間の考え方といいますか、対応の仕方がいろいろ出てくると思います。当然これまでも先輩諸兄が村の発展、あるいは自治体間の競争、当然これを頭に置いてやってきました。そして、地の利、天の時、人の和がうまくいって、西郷村の今があるわけであります。

今後の予測として、どのようにこれを対応していくかというふうになりますので、先ほど申しあげました4つのことがあります。私は昨日、議員さんの話が同じ質問出ましたので、人生をポイントに置きたいと今思っているというふうに、今職員には言っております。

結局、西郷村に住んでいる人、村民の人生がうまくいくというためには何をするかという考えでいきたい。1つは雇用、子育て、教育、人材育成、医療、介護、あるいはピンピンキラリ運動、そこに入ってくるわけであります。そうしますと、人生というのは切れ目ない、あるいは突出あるいはへこんだところがない、できれば真ん丸の状況で、うまく施策としてリンケージがとれば良いというふうには思っておりますが、どっこいそうしますと、財政の注入、どういった形でしていけばいいのかということになりますので、これは総合計画といったものとも重なってくる部分がある、そのようにも思っております。

そうしますと、今後の展開として、先ほどの4つのベースにおいて何を西郷村のプライオリティーをつけていくのかといったことが、今後議論になります。そのためのメンバーを申しあげました。それから、いろんなお話が多分出てきますので、それを頭出ししていく。同時にこれを予算化していくということが、先ほど冒頭に申しあげたところでありますが、これは単年度ではありません。2025年度という第1回の大きな目標が今あるわけであります。

その問題をどう克服していくか。単純に言うと、社会保障費と今後の財政との関係が一番大きくなりますので、こういったことをよく考えていく必要がある。同時に、日本の要請である合計特殊出生率、今1.42とか出ていましたね。福島県は高いです、1.5幾つで。一番高いのは沖縄とか、ほかの県もありますが、やっぱりそれが国が目標としている2030年、40年、そのころにはやっぱり1.8とか2.何ぼとかいきたいということが実現できれば、そうした場合には、まず何がそのために必要になるかということがあります。

やっぱりそういったことと、計画性の実行性ですね、そのためには画餅ではならないと。それを仕組んでいく人がいるのか、あるいは組織があるのか、あるいは村としての体制ができていくのか、いろんなことがやっぱり対象になりますので、その結果は、計画論としての一つの格差、あるいは競争になると思います。

2番目は、そうしますと、その計画の実行性に伴って、その実現の結果がどう村づくりに具体的に見えてくるのかということもあります。結局、今回の地方創生は、これまでの延長線上ではありますが、より具体性と財源論、それから見えてきた緊急性、この組み合わせによって、相当多くの力を入れていかねばならないというふうに思っ

ているところでありますので、全国津々浦々、いろんな計画が今出ております。手元にありますのは那須塩原市、全国7つの自治体が新聞報道されました。同時に福島県においては会津若松市の例が手元にあります。

両方を見ますと、那須塩原市は7つのK、子育て、教育、環境、そういったことを出しております、要するに総合力です。若松市はちょっと特異な状況がありますね。昨日も少し申し上げましたが、やはり雇用に重点を置いております。それも会津大学、あるいはアメリカのアクセンチュアとか、そういったサポートを得て、そしてロボットあるいは医工連携、あるいはエネルギー、そういったことを出して、特長があります。結果としてどれがよいふうになっておるかを見ていきますが、同時に、もう全国一斉にスタートしました。近隣においてもそういった話題が出ております。議員もいろいろ情報おありでしょうから、ぜひいろいろご提言をいただいて、これからの推移に大いなるご協力、ご指導を賜りたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番佐藤厚潮君。

○1番（佐藤厚潮君） 再質問させていただきます。

村長のおっしゃったように、自治体ごとの格差というのは、財政力によっても差があると、差が出ているということですが、これはやむを得ないこととして、私はやっぱりアイデア、それからそういった創意工夫というのが、努力の仕方によって差が出るのではないかなと思っております。

内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部事務局が作成した「地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料」というのが手元にありますが、この中で、総合戦略の事例がメニューというのが出ております。例えば、人口減少の歯止めと東京一極集中の是正のために、地方への新しい人の流れをつくることを基本目標とし、そのための具体的な政策パッケージとして、地方移住の推進というのが挙げられております。これは各地でやられております。白河でも移住を進めるということでやっておりますが、これは当村でも、もっと進めた政策が実現可能だというふうに思っております。例えば、現在あいている村の村営住宅をUターン、Iターン、Jターンを促進するためのお試し住宅ということとして開放し、そこで空き家などを登録した空き家バンク等の住宅情報の提供や移住支援を行うというものです。

また、人口流出というのは、18歳になって高校を卒業して地元から流出してしまうということが大きな問題になっておりますので、そういった子どもたちを自宅から大学等に通学するような、そういった学生を増やすことを目的とした自県大学、自分の県に大学進学するという人を増やすための奨学金制度を制定するということが可能ではないでしょうか。

ちなみに、鹿児島県伊佐市では今年度、東大に合格したら100万円という事業を実施しました。今春、結果的には東大に行った合格者はゼロだったようですが、100万円ではなくて30万円がもらえるという、地元国立大学に合格した者に対して30万円を支給するというのもあったらしいんですが、その合格者は、前年度までは4名だったのが今年は18名に増えたという事例もあります。この事業については、

お金でつるのかということでは賛否両論あるでしょうが、全国的に話題になり、その上学力も向上したということで、成功例と言えるのではないのでしょうか。

そのほかに、地方へ新しい人の流れをつくるための方策の一つとして、訪日外国人観光客の誘致というのが事例として書かれております。福島県では今年、イタリアのミラノ万博で行われる福島ウィークで福島をPRしてもらうために、それによって観光客を、日本の福島に来る観光客を増やすために、イタリア人の留学生を一定期間福島に招待するというのが決まっております。これも、西郷村でもし実施しようと思えば、例えば都会に住む外国人留学生を西郷村に招待して、例えば自然の家に宿泊をしてもらって西郷村の魅力を知ってもらい、そしてそういった外国人が各地のイベントで西郷村をPRしてもらうというのは、現実的にできることではないのかなというふうに私は考えます。

そして、この補助金のメニューの中に、例えば都会にいる家族を西郷村に呼び寄せる、西郷村に住んでいる人が家族を呼び寄せて3世代に住んだ場合、その住むための住宅のリフォーム代に補助金を充てるというのも、事例として挙げられております。

先日、私が視察した秋田県の東成瀬村というのは、7年連続学力日本一の村というふうに言われておりますが、その学力の日本一の要因、その一つに、3世代で住んでいる家族の割合が多いと。それによって家庭の教育力が向上していると、それが学力日本一の要因の一つではないかというふうに言われておりますので、そういった政策も可能かと思っております。

このように、さまざまな例が、既に今事例が出ておりますので、そういうことについて、村長としてはどのようにお考えでしょうか、ご質問いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今言われた事例、もう出ておりますですね。本当に、1つは、東京一極集中は止められるのかという大きなテーマがあります。しかし、東京に行きたいという欲望を抑えることができるのかということが、地方にとっての大きなテーマであります。東京よりいいことがあるということがなければ、多分流れるであろうということでもあります。

このごろ、そういったテーマの多くのテレビ番組、多いわけであります。やはり、地元の学校に行くのか、あるいは東京に行くのかといったときに、どうやら東京の魅力は抑えがたいといったことと、いや、どうも考えてみると、やはり東京にはない伝統文化というのがあって、私はそれを継承したいといった二極構造の番組がこの前やっていました、北陸のほうで。

結局、この問題は、人づくりの教育力にあるのかなと。教育力といいますか、教育力という地域のよさといいますか、人を育てていく地域力。もちろん、よく言います民力度といった言葉があります。人生というのは1回しかありませんので、どの段階で選択をしていくのか。1つは仕事の面、生きがいとしての仕事。あるいはもっと別な意味での次の価値観を見出していく。伝統文化に挺身するとか、あるいは世界に目を転じて、いや私は外国に行くといった人も多分出てくるでしょう。そういった価値

観の集積が、1つ手段として、東京に行くかどうかといった最初の選択肢にぶち当たるわけであります。

その段階でいかなる条件といったものが提示できるのか、あるいは選択の参考資料としてどれだけ多くの地域力をアピールできるのか、東京の力に勝てるのかどうかといったこともありますね。その総合力が、いわばこの東京一極集中ということに対応できるのかということであります。

今回の増田理論が、東京が170万人以上の介護難民が出るということがあって、東京から地方のほうに何とかUターンのことを考えなきゃ、Uターン、Iターン、Jターン、あるいは介護だけでいけば、地方に行くこともどうでしょうかという言い方をしたら、全国知事会は、余計なお世話だといったことも言っている人もいるということが新聞に出ておりました。

結局は、人の移動は若い人と、それから、そうでない年の大きい人、これまで介護難民はどう対応するかといった場合は、介護保険法における住所地特例といったものがいつ直るんだらうということが念頭にあったわけであります。かつて日本が年金生活をニュージーランド、オーストラリアでやった場合は、シルバーコロンビアということでどうだと言ったら、今、ニュージーランドもオーストラリアもそれは拒否していると、そういうことはうまくないであろうと。なぜかということ、本当にシルバーになってしまうということであります。なかなかこのことは、そう簡単には結論づけられません。

ただやっぱり地域力として、人生が完結できるだけのいろんなファクターを持っているのかと。1つは、先ほど申し上げましたように、人生という節目節目において、それが必要とする雇用、あるいは子育て、教育、医療、それから生きがい、介護、そういうものがやっぱり平行に、並行にうまく推移することが条件ではないかというふうに私も思っているところでありますので、いろいろご提言の趣旨を踏まえて、計画の参考とさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番佐藤厚潮君。

○1番（佐藤厚潮君） 最後に、国で行っている、各自治体間によって格差をつける、地域間の格差をつけるということは、これをインセンティブにしているということであると思います。そして、国は自治体間の競争を大いにそれを望んでいるということが考えられると思います。それに勝つためには、それ相当の努力、そして情報収集、工夫が必要だと思っておりますので、今お話あった村長だけでなく職員の皆様にも大いにそれを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番佐藤厚潮君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

◇4番 藤田節夫君

1. 子育て支援事業について
2. 住宅リフォーム助成制度について
3. 「戦争法案」について

○4番（藤田節夫君） 4番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、子育て支援事業についてお伺いいたします。

その1番として、学校給食費の無料化についてお伺いいたします。

子育てをする保護者から、学校給食費にかかる経済的負担がかなりの重荷になっていると保護者の方々からお聞きいたしております。学校給食費にかかる経済的、なっており、その軽減が強く求められております。格差と貧困が広がる中で、全ての子どもたちに、とりわけ成長期の子どもたちに、親の経済に左右されることなく、食育を通じて健やかな成長を村として保障するべきだと思っております。また、学校給食が教育の一環ならば、義務教育は無償の原則が当然適用されるべきではないでしょうか。

学校給食法では、食育の負担は、設備の運営経費を除き食費にかかる経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすることになってはいますが、この規定は経費の負担部分を明らかにしたもので、地方公共団体等が給食費の部分を補助するような場合を禁止する意図ではなく、学校給食の適正かつ有効な運営を図るために出されたもので、決して自治体が助成してはいけないとは言っておりません。

実際には、全国の多くの自治体で給食費の無償化が進められてきています。村としてもぜひ無料化にすべきと思っておりますが、まずお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 4番藤田節夫議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援についてのご質問の中での学校給食費の無償について、どのように考えるのかということでございます、そのように受け止めております。

学校給食の無料化についてであります。今ほど議員がおっしゃられましたように、学校給食法第11条によりまして、その1項で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する人件費等は、設置者である村が負担すると定められています。西郷村ですね、そのようになっています。また、2項では、前項に規定する経費以外の学校給食経費、例えば食材に要する経費です、これにつきましては、受益者の負担と定められているところであります。要するに、学校給食にかかわる運営費、人件費、施設の整備費、光熱水費等は西郷村が負担する、給食用の食材費に当たる部分は保護者が負担するということとなっております。

西郷村では、保護者の負担をできるだけ少なくするため、食材の確保の折、あるいは献立編成の折など、このことをよく考慮しながら給食を提供している現状でございます。

議員ご質問の給食費の無料化につきましては、平成25年の第4回の議会で、同じようにこのことのご質問をいただきましたので、今申し上げました11条のことはご

承知いただいた上で、この給食費の無償化について何とかならないのかという、そういうご質問というふうに認識しておりますが、この学校給食費につきましては、今ほど申し上げましたような、この部分については受益者負担で、そして学校給食をきちんと継続して完全給食として提供できる、このことを続けていく、それが村の務めというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 学校給食法の第11条では、教育長も言うように、平成25年の4回で同じ質問をしているので、それは理解しておりますけれども、先ほど私が質問したのは、この規定は経費の負担部分を明らかにしたもので、地方公共団体等が給食費の部分を補助するような場合を禁止をする意図ではなく、学校給食の適正かつ有効な運営を図るために出されたもので、決して自治体が助成してはいけないとは言っておりません。であるならば、なぜ全国で学校給食費無料化が実施されているのか、その辺も明確にお答えください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

今ほど申し上げましたように、負担区分を明らかにしている、そういうことでございます。したがって、助成をしていることを禁止する、そういう法律ではないことは、これも承知しております。そこから先になります。

そういたしますと、西郷村もそういうことを配慮した上、西郷の特色ある、子どもたちによいというふうに考えておりますにしようマクロビ給食を提供している中におきまして、西郷村も一般会計の中から、ご理解をいただきまして助成をしている現状でございます。

したがって、西郷村もそのことを理解していないわけでもなく、そして助成を現にさせていただいているという状況でございますので、何とかご理解をいただきたいということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 子どもたちによいマクロビ給食、これは当初600万円、村のほうから出ていましたけれども、100万円削られて、昨年ですか、500万円が今補助されていると。

これをやっているということは、当然食育も義務教育に当たるということで、こういった事業をやっているのかなと私は理解しております。そのことも理解しながら、じゃ、村の給食費はどうなんだと。全国から見て、各近隣の市町村から見て、学校給食費はどのぐらいかかるんだということでお聞きしたいんですけども、今、村の給食費は1食当たり幾らで、年間どのぐらい負担がかかるのかということでお聞きしたいと思います。幼稚園、小学校、中学校の順でよろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

幼稚園、小学校、中学校ということでございますので、そのように申し上げたいと

思います。

まず、村立幼稚園につきましてですが、ほし組、つき組と、4歳児、5歳児がごさいます。日数が多少違いますので、ですが1食当たり、幼稚園につきましては248円でございます。年間当たり、日数の多いつき組で2万6,536円、それから星組のほうで2万4,056円となっております。

小学校につきまして、5校ございますが、これも学校ごとに給食日数が多少違っておきますので、一番給食日数の多いところで代表してちょっと申し上げてみますので、あとまたご質問いただければ、細かくはいくらでも申し上げることができます。

小学校につきましては、給食日数が一番多いのが、まず小学校の1食分は260円です。それで、熊倉小学校の1年生から4年生まで、この学年が日数が191日実施してございまして4万9,660円でございます。

中学校につきましては、1食単価が304円でございます。これも学校により学年により実施回数が違うので差が出ますが、一番多い給食回数が180回でございますので、その学校は5万4,720円ということになっております。よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 私の知り合いで、小さいんですけれども、幼稚園と小学生の子ども2人いる家庭がありますけれども、その保護者に聞くと、やっぱり3人で13万円、年間、食費のほうに、学校給食費のほうに出してしまうと。もう年間13万円という莫大な金になるわけですね。子育て支援とか少子化対策と言ひながら、こういったところにやっぱり手を差し向けていかない、これではもうなかなか村で、給食費だけで保護者は参ってしまうというような状況も出てきているのではないのでしょうか。

義務教育費は無償と憲法で保障されていますが、実際は教科書の無償配布以外は、給食費をはじめさまざまな保護者の負担があります、ご存じのように。保護者が学校に納める徴収金ですか、いろんなものを集めていますね、今、副教材なんかも含めて。そういったもので年間どのぐらいの額になるか、わかればお示しいたきたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

学校によって徴収しているもの等は違うものですから、合計幾らですということはちょっと申し上げられませんが、またそれぞれの項目での費用も違うので、一概には申し上げられませんが。

手元でございますのは、給食費、それからいわゆるテストですね、保護者の同意を得て受けています実力テスト、修学旅行、学習旅行、PTA会費、生徒会費等々ございますが、それをちょっと除かせていただきまして、教材のというお話ありました。この教材につきましては、小学校で1万1,983円、中学校で1万9,354円ということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 教材費だけで小学校で1万2,000円程度、中学校で2万円程度かかるということで、これに修学旅行費だPTA会費だ生徒会費、さらには学校給食費となると、かなりの額になるということは、教育長もご理解いただけると思うんですけども、こういう状態では、やっぱり西郷村で本当に子どもを育てていくということは大変なことだと私は思います。

さらには、せんだって財務省からの発表というか公表がありましたけれども、所得に対する税や社会保障の払う割合が、もう45%ぐらいまで達していると。私たち生活者は、税と社会保障、さらに子育てしている方はもう目いっぱいなのかなと、その生活、支払う能力を超えているんじゃないかなと私は思うんですけども、そういった方で当然、税なんか滞納に走っちゃうというような状況が起きているのだと、私は認識しております。

教育長もそういった意味では、今答弁なされましたけれども、学校、今日子どもを育て、義務教育の中でもこういったお金がかかっているんだよということが、認識されているのかと思っております。

それでは次に進みますけれども、学校給食費を滞納している世帯、現在どのぐらいあるんでしょうか、お示してください。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

給食費につきましては、先ほど来申し上げておりますように、食材費につきましては受益者の負担、つまり保護者の負担ということでありますので、本来滞納というのがあってはならない、そういうことというふうに、まずもって認識しています。しかしながら、現実には滞納があるというの、これも現実でございます。

給食費の滞納につきましては、平成25年度末でまず申し上げますが、315万8,082円でございます。そこに今度は、前年度までのことを含めまして、徴収をしていただいて入ってきた額がございまして、それが52万3,234円となっております。差し引きいたしますと平成25年末の締めで263万4,848円ということでございます。ここに今度は平成26年度の滞納額が約40万円ほどございまして、またここを前年度にさかのぼって納入していただくというシステムでございまして、およそ260万円ぐらいの、あるいは300万円ぐらいの、そういうお金が現実には今、滞納という額というふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 平成25年、26年度で約260万円から300万円、これは少ない数ではないですよ。滞納されて全て徴収できるということではないとは思いますが、5年たったら損失でなるとかという話ではないわけですよ、これ。どういったあれで、徴収方法も含めてお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） まず給食費についてですが、給食費を公費とするのか私費とす

るのかということでございます。そして、スタートに当たりまして、近年までそれぞれ自治体は、先ほどの法律の趣旨を受けて、食材費は受益者負担、つまり保護者負担なので、それを私費という扱いのもとで取り扱ってまいりました。しかし、近年、今お話ありました滞納のことなど含めて、税との絡みもあつたりしまして、公費扱いをしていくというところが増えてきて確かにおります。西郷村では私費としての扱いを現在は行っているところでございます。

それで、滞納になった金額ですね。これをまた入れていただきながら、できるだけ少なくしてということで、かつて400万円をちょっと超えるぐらいの額が、お願いをいろいろする中で、先ほど申し上げました額になっているんですが、でも滞納があることは事実です。

そういう中にありまして、私費ですので、どこかからそれを補填する、つまり村費を出して補填するということは、現在行っていないところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 滞納費の私費ということで、補填は村からは行っていないということであれば、これはどちらかに、誰かに負担がかぶせられるということになると思うんですけども、給食費の質を落とすということもあると思うんですけども、そういった点はどのようになっているのか、さらにはこの会計ですね、会計はどのようにして公表しているのか、お示しいただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

先ほど申し上げました260万円何がし、この金額は非常に大きい金額というふうに思っています。

ただ、この金額は、申し上げてきましたように累計のものでございまして、平成13年のスタートから今年まで続いていて、先ほど申し上げましたのは、平成25年締めめの26年のところまでということでございましたので、十数年の間に260万円ぐらいのお金になってきたということでございます。したがって、年間でいうと20万円ぐらいになるんでしょうか、全く単純に計算をすれば、ということでありまして、滞納にならないよう保護者の皆様方にいろんな方法でお願いをしながらも、こういう状況にあるわけでございます。

それで、結局は補填しないわけですから、その分を給食費を徴収している皆様方で理解をしていただきながらという部分も含めたものになっていて、大変恐縮に感じているところでございます。

今後も滞納ということはない、そういうことを目指してお願いをしていきながらということが一つの方法であり、また別な方法もということ、他の自治体などでどういう効果を上げているかなどを含めて、そういうことにも意を用いてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

会計につきましては、給食費の徴収は学校がしていただくことに現在はなっております。

まして、学校が徴収して給食センターにそれぞれに納入していただくという形になっております。

ちなみに、以前は班をつくりまして、それぞれの集落ですか、あるいは近所の班、そういうところで保護者の方に直接徴収員になっていただきまして徴収をしていた、それが平成10年ぐらいまでのことかというふうに思っております。

よろしいでしょうか、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いずれにいたしても、今は大変な状況で、学校の先生たちも部活を持ちながら、子どもを指導しながら、こういった給食費の徴収まで当たっているということが実態なことがよくわかりました。

滞納している子どもたちが、親が給食費を滞納していると知ったら、知らないようにはやっていると思うんですけども、子どもは相当傷つくと思うんですよ。そのほかに準要保護の子どもたちとか、そういった子どもたち、なかなかおいしく給食がいただけないのかなと私は思いますけれども、それによって不登校の原因になったり、いろんな問題が起きてくると思うんですけども、その辺は教育長はどのように考えているのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 給食費の徴収につきましては、先ほど申しあげましたシステムでございますが、そのことに当たりまして、それぞれの児童生徒が給食費の滞納と絡んで何か特別な思いを抱く、そういうことは極力ないように、いろいろな方法を取り入れて行っているところでございます。

また、お話がありました準要保護の子どもたちのことにつきましては、この子どもさんたちには学用品あるいは給食費等の補助を現在行って実はおりまして、その方からの給食費の徴収ということは、現にはございません。平成27年で申し上げますと、今のところ113世帯167名の方々には、村単費で今の部分の補助を行っているという現状でございますので、そのこともあわせてご理解いただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今私が言ったのは、準要保護の方、子どもたちも、結局給食費は払わないで、補助的で食べているということで、そういう子どもたちもやっぱり安心してというか、気持ちよく給食費をいただけないのかなと、私は思っております。

ある自治体では、もう小中学校の教材費から修学旅行費、学校給食費など全額負担している自治体がもう出てきております。学校給食費だけに言わせていただければ、近隣では、大田原市が2012年から給食費の無料化を始めました。当然教育長もご存じだと思いますけれども、学校給食費は健康教育、食育という大事な義務教育の一環として捉えてやっていることだと思いますけれども、一番今大事なものは、朝御飯を食べないで来る生徒が相当増えていると、ある雑誌に書いてありましたけれども、そうすると、学校給食、昼の昼食が一番大事になってくるのかなと。それは家庭のことで、

朝御飯食べさせないのは家庭の側とはいえますけれども、そういった家庭が増えていると。そういった意味では、本当に気兼ねなく村で補助をして、やっぱり無料化の方向にやっていただきたいなと思います。

さらに全国的に見ると、一気に全員を無料化するのは財政的に無理だということで、半額補助、あるいは第2子以降の子どもに対して無償にするなど、そういった意味では、全国的にこういった支援をしている自治体が増えてきております。今後、昨日からの話で、地方創生、子育てにかかる費用が大変だと、そういったことも聞かれていますので、村としてもこういったことを真剣に取り組んで、検討していただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

お話ありましたこと、その内容はよく理解いたします。それで、議員がおっしゃいますように、給食費を無償化、西郷村の場合で申し上げますと、児童数の掛け算になるわけですが、今現に実施していただいているところよりは規模が大きいところでもあり、現に食材費、約1億円、給食費にかかるわけです。新たな支出ということになります。そういうことにつきまして、村政全般あるいは教育行政全般の中で、いろいろな支出、子どもに対する、最初に冒頭いただきました子育て支援という部分での支出、そこに新たに加わっていくわけでありまして、そういうことを考えますと、村全体の、あるいは教育行政の支出バランスの中で、どのようにそのことを取り上げていくのかということも、いろいろの要素を持ったものかなというふうに思っております。

お話しいただきましたように、全額でなくても補助をとというようなお話もいただいておりますので、今後いろいろ検討させていただきながらということになると思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 教育全般でどれだけ支出ができるかということがあると思っておりますけれども、本当に少子化高齢化社会を迎える中で、やはり子どもを重心になった政策を私はとって行っていただきたいと思っております。

それでは、次の子育て支援の2番目として、インフルエンザ予防接種費の助成制度の拡大についてということでお伺いします。

現在、村では65歳以上の高齢者に対しては、インフルエンザにかかった場合に肺炎を併発し重症化し死亡に至るとして、1,000円の自己負担で予防接種を受けることができます。しかし、乳幼児や子どもたちにおいては任意接種であり、自己負担となっております。免疫がないことから、年少の子どもたちは年2回接種しなければなりません。

季節性インフルエンザは毎年はやるもので、感染をして重症化することが多く、学級閉鎖や、子どもたちの発病で親たちが会社を休む事態が起きております。予防接種をすることで、約20%から30%の発病を阻止することができ、重症化を予防することができることが報告されております。

インフルエンザを予防するにはワクチンの接種が効果的であると、村の健康だよりも推進をしております。しかし、任意接種のため予防接種を受ける費用が個人負担となり、金額が、医療機関によりばらつきはありますが、1回約3,000円から5,000円ほどかかります。子どもが2人、3人となると高額になり、13歳未満の子どもについては2回接種することが有効と言われております。また、受験シーズンとインフルエンザの流行期間が重なることから、受験生を抱える保護者は、発病して受験に影響がないようにと、ほとんどの子どもやその家族が予防接種を受けております。この予防接種の負担も家庭にとって高額な負担となっております。

質問項目では、18歳まで助成を拡大するべきとなっておりますが、せめて中学3年生まで助成できないか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 4番、答弁は休憩の後でいいですか。

○4番（藤田節夫君） はい。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

ここで、ご報告いたします。2番真船正晃君は所用のため一時退席いたしました。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番藤田節夫君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 質問の2点目、インフルエンザ予防接種費の助成制度を18歳まで拡大すべきだと思いますと、どうかというおたがしでございますが、お答えいたします。

18歳未満のインフルエンザ予防接種につきましては、旧予防接種法により平成5年までは児童生徒を対象とした集団予防接種が行われておりましたが、ワクチン接種の有効性や健康被害等の問題が発生したことなどから、平成6年に予防接種法が改正され定期接種対象から外れ、任意接種となったところでございます。

議員ご承知のとおり、任意接種は接種者、保護者の責任において行うものであり、万が一健康被害が出た場合は、接種者個人の対応となるものでございます。

また、任意接種は、予防接種法による補償が受けられないなどの制約があります。

しかしながら、県内でも複数の自治体、17団体というふうには承知しておりますが、子育て支援事業の一つとして実施し始めたといいますか、こういったところもございまして、いろいろ参考にしながらこの検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 検討しますということで、何度かこの問題についても私、質問をしておりますけれども、進展がないということでもあります。

今、村長のほうからもちよっとありましたけれども、この子どもに対するインフル

エンザ予防接種の費用は、全国の自治体で導入するところが増えてきております。また、ある自治体では中学3年生については、安心して受験に臨めるようにと全額助成している自治体もあります。近隣の自治体では泉崎村が中学3年生まで助成をしております。

いわゆる平成5年までですか、集団接種をしていて、平成6年からということでございますけれども、昨今は、このインフルエンザ予防接種はもう安全であるということが厚生労働省も言っておりますし、新型インフルエンザは別にして、季節的インフルエンザはそういったことで全国でも取り組まれておるのが事実であります。

平成26年第2回定例会で、私の一般質問で村長はこのように答えております。受験生を抱える親は、受験に影響がないように必ず予防接種を受けさせていることに対して、村長は、受験生に対しては予防接種の状況を見て検討させていただきたいというような答え、回答でした。

受験生といっても、中学3年生ですけれども、西郷村200名程度ですか、3年生全員で。そういった意味では、こういったことで検討されたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） パンデミックに陥ったときどうするんだと、テレビで出ましたですね。外出を控えるほどになるということでございます。それから、インフルエンザは、議員お話しのとおり、今新しいものが次々と出ております。そのためのというワクチンが開発されておりますが、パンデミックの場合は本当に対応できるのかということもあります。

ということで、その場合は別な扱いになるかどうかわかりませんが、今のインフルエンザの予防接種法の改正自体が、結局、副作用として、この推奨すること自体が、副作用があるというふうにした場合は、そっちのほうを誘発するというおそれのほうは、比較考慮してということの分かれ道だというふうになっておりますので、この部分は非常にナーバスな部分であります。当然その帰結の集約は、受験生ということになって、本当にチャンスということはありませんので、それこそ本当のナーバスになるんじゃないかというふうに思っております。

そこでお答えしたのが、結局全部ということより、どの辺まで立ち入るか、一部負担というのはそういうことなのかというふうに思いますので、この辺はもう少し医学的な見地と推奨の、今の副作用の関係との比較考慮になりますので、検討していきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 副作用の問題、いつも村長は、私何度かやっていますけれども、同じ答弁をしております。

それを言うなら、やはりこの季節性インフルエンザ、こういった部分では、もうほとんどの子どもたちがインフルエンザの予防接種をしていると、まださせているということが実態です。さらに、全国的にはもう多くの自治体で予防接種に助成をして、

あくまでも任意なんで、これは村長が心配しているような人は当然接種はしないと思うし、そういった意味ではぜひ村としてもそういう危険だと、副作用が出るんだという方は絶対しないと思うんです、私、接種は。ではなくて、接種する方が多いのであって、ましてや受験を抱える子どもたちは、本当はこれに行くと、資料によると13歳以下は2回といいますけれども、ほとんどの方が2回接種しているというふうな状況で、これが1家族、1人が受験生がいて、家族全員で打つとなると、相当な出費になるわけですよ、これも。だから、そういった意味で、これも子育て支援ということでは、やっぱり考えるべきじゃないのかなと私は思います。

それで、村で子どもを産み育てできるという、安心して産み育てできる環境、さらには子育ての経済的負担を減らすことを、やっぱり村として本当に子育てしていくのに子育てしやすい村づくりを、村長は常にそう思ってやっているとは思いますが、こういう面でも、他自治体の例を参考にしながらやっていてもらいたいと思いますけれども、再度お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 後段言われました子育てしやすい環境をつくる、これは方向は同じであります。このワクチン問題は、やっぱり副作用といったものが出ないとするならば、予防接種法を改正してもらいたい、こういうふうには思っています。結局その部分が一番の判断の分かれ道に今なっているからであります。

結局、その部分が整理されれば、非常に大手を振ってといいますか、喜んでやっていただく、こういう状況になればいいというふうに思いますので、よくこの今の部分は医学的な部分、いろんなものから検討してまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 予防接種法を変えてほしいということであれば、もうこれ以上、何も私言うことないんですけれども、しょうがないですね。では、そういった考えということを受け止めて、次の質問に移りたいと思います。

次に、住宅リフォーム助成制度についてお伺いいたします。

この問題につきましても、私は何回かここで質問をさせていただいておりますけれども、住宅リフォーム制度はもう全国的に飛躍的に広がりを見せていることは、村長もご存じだと思いますけれども、長引く不況の中で、地域経済活性化に大きな成果をもたらしているのが現実です。

この制度は、リフォームをした世帯に対し村が工事費の一定額を助成するもので、地元業者に発注するため、経済波及効果は投入した補助金の10倍から20倍と言われております。京都府の与謝野町の例をとってみると、3年間で補助金総額は2億6,400万円で、工事費総額は40億円に達したと報告されております。また、熊本県天草市では、当初予算で2,000万円が組まれましたが、実施直後から申し込みが殺到し、9月議会で2,000万円の追加補正予算をし、さらに12月議会では6,000万円の再補正で、合計1億円の予算となりました。今年度は当初予算で1億円を計上し、まだまだ波及していると聞いております。

東日本大震災から4年が経過しておりますが、震災後に一部損壊住宅に補助金が実施されました。当時修繕できなかつた村民も多くおると聞いております。また、時がたつにつれて住宅が傷んできている場所もたくさん出てきております。助成制度があれば修繕したいと言っている方がたくさんおります。全国で約7,000近い自治体で取り組んでいるこの住宅助成制度、ぜひ村としても実施するべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 住宅リフォーム助成制度についてお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度につきましては、平成22年第3回定例会、第4回定例会及び平成26年第3回定例会においてお答えしたところでございます。

住宅リフォーム助成制度は、地域の住民が住宅のリフォームをする際にその費用の一部を自治体が助成することにより、住宅の改修を行い、あわせて零細事業者の振興を図り、地域経済の活性化、雇用拡大対策として活用されている制度であります。県内におきましても9市町村で実施していることは承知しておりますが、助成制度にはメリット、デメリットがあり、また財源的にも慎重に判断しなければならないと考えております。

また、東日本大震災では、社会資本整備総合交付金で、一部損壊の住宅修繕工事を15万円以上で3分の1の補助、15万円限度額で583件、実施をいたしているところでございますので、なおこの調査を継続しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 震災後に、一部損壊住宅に補助金ということは出ましたけれども、これは583件。その後、全ての住宅ではないでしょうけれども、地震の影響が、今余震とかなんかで相当ひびが入ったり、たてつけが悪くなったり、そういった住宅が相当あると聞いております。そういった意味では、今住宅助成金を受けることがあれば多くの村民が、ぜひリフォームをやりたいという村民が多くいることは事実であります。

村では、やさしい住まいづくりとして、65歳以上の高齢者世帯と40歳以上65歳未満で介護を受けている世帯に対して、住宅改修費用を国と村で補助をして実施しております。限度額は18万円で改修場所が限定されており、玄関の段差の改修や手すり、トイレの改修などが主な工事内容となっております。平成26年度はまだ決算されていないのでわかりませんが、平成25年度は56件で助成金は590万円と報告されております。

特定の方々の利用者ですが、かなり多くの方が利用していることは、このことでもわかると思います。住宅助成制度が実施され、使い勝手のよい助成制度が実施されれば、多くの村民が利用し、かなりの経済効果が出るのではないのでしょうか。

平成25年第3回定例議会で、小規模企業振興基本法が成立され、この法案でリフォームができるのではないですかと言いましたが、担当課長は難しいとの回答でした。この小規模企業振興基本法では、人口減少、高齢化社会が進む中で、日本全国に景気

をもたらし、地方に力強く自立的な経済を再興するためには、地方の経済を支え、地域経済の担い手である小規模事業者の活力を發揮することこそ不可欠ではないでしょうか。

また、地域の元気臨時交付金、いわゆる地域経済活性化交付金が交付されております。昨日も同僚議員からこのことについては質問ありましたが、そういった意味では、地域応援交付金ですので、ほとんどの分野で利用できるようになっております。地域の住宅事情を把握して計画を立て申請することにより、可能になるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議員お尋ねのとおり、この住宅リフォーム制度は、デフレ経済からの脱却、経済効果、あるいは中小企業、あるいは大工さんとか建築士、建築にかかわる方々ということも前にお話しされました、そのとおりだと思います。

現在、しかしながら、住宅の着工件数は上向きです。そして、いわばハウスメーカー等が非常に多い。今回西郷村にもそういった宅造の計画もありますが、しかしながら、だんだん家の建て方が変わらして、従来工法といったものが少なくなってきている。そういったギャップがいろいろ出ているということも承知しているところでございます。

しかし、総体的には、有効求人倍率とかいろいろ上がっておりまして、かつての一番の憂慮すべき点からは少しずつ上向きつつあるのではないかとといったことも勘案して、今の議員の論点については対応してまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 住宅着工が上向きだというようなお話でありますけれども、これはご存じのように、ハウスメーカーがほとんど中心で着工しているように見えます。さらには、このことについては浜のほうからは、原発問題での避難されている方が西郷に移り住んで、それで新築を建てる人というような状況なのかなと私は理解しておりますけれども、それと、新築の関係とこの住宅リフォームは全然別問題でありまして、先ほど来申しておりますけれども、震災の影響が相当もう今ここに来て出ているということが村民の方から多く聞かれておりますので、ぜひそっちのほう、それは地域経済、先ほど村長も言いましたけれども、本当に影響するところが多いのでありまして、新築着工と言いましたけれども、それは本当ハウスメーカーで、本当の職人は仕事がないというような状況であります。

昨日も出ておりましたけれども、地方創生の関係ですけれども、先日、日本共産党の宮本議員が衆議院の地方創生特別委員会で、住宅リフォーム助成制度は地域経済の活性化に重要な役割を担うと強調し、小規模事業者への支援の拡充を国に求めております。これに対して石破茂地方創生大臣は、住宅リフォームは進めていかなければならない、経済効果も高いことを認め、総合戦略5か年計画でも支援を位置付けることを約束しております。実際、石破大臣の地元、鳥取県の倉吉市でも、住宅リフォーム助成制度が実施されております。

さらに、この地方創生交付金を利用し、今全国各地でまた新たに住宅リフォームを実施しているところが、今年に入ってですかね、多く出てきております。そういった意味では、この地方創生交付金も含めて、ぜひ西郷村で住宅助成制度を実施できないか、そういった点で考えていただきたいと思いますが、再度お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 国会のことはちょっとわかりませんでした。そういった項目が出てくること自体はいいことだと思いますので、よく検討してまいりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） ぜひ担当課長におかれましてもこれを検討して、国の動き、地方の動きを検討して、実施の方向で計画をしていただきたいと思います。

次に、4つ目の質問で「戦争法案」について。集団的自衛権の行使について村長の考えを問うということで、次の質問に移りたいと思います。

自民党、公明党が3月20日に合意した戦争法案を、安倍政権は今国会に提出し、夏までに成立させることを狙っております。これは戦争か平和か、戦争できる国にするのか、日本の国のあり方、日本の命運を左右する重大な内容になっております。

戦後、日本政府は、憲法9条に関する全ての見解は一貫して海外での武力行使は許されないことを土台としてきました。ところが、昨年7月1日の閣議決定と、それを具体化した戦争法案は、集団的自衛権の行使を容認し、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために海外で武力行使することに道を開くものとなっております。それは、従来の憲法解釈を180度転換する、立憲主義の破壊であり、憲法9条の破壊にほかなりません。これは、アメリカの軍事的要求に基づき、日米防衛協力の指針ガイドラインの改定と一体に進められようとしております。

これまで日本はアメリカの武力行使に、国際法上違法な行為としても一度も反対をしたことはありません。このような国は世界の主要国で日本だけです。このように、異常なまでの対米追随の政府が集団的自衛権の行使に踏み出すことがいかに危険であるか、明らかです。戦争で真っ先に犠牲になるのは未来ある若者です。若者を戦場に送り、殺し殺される事態を絶対に阻止しなければなりません。

国会で、我が党の志位委員長が明らかにしましたが、アフガン、イラン戦争で派遣された自衛隊員のうち、帰国後に54人の隊員がみずから命を絶っているという重大なことが明らかになりました。恐怖と不安から多くの自衛隊員が心の不調を訴え、みずから命を絶っていることがわかりました。安倍首相は、戦争法案で、自衛隊員のリスクは増えない、安全な場所で活動するなどとうそぶいておりますが、後方支援として自衛隊がやることは、戦闘地域まで武器弾薬などを米軍に運ぶ兵たん活動です。敵はその兵たん活動を一番に狙います。攻撃されれば即対応して戦わなければなりません。憲法を踏みにじり、日本を戦争できる国にするのか、日本は大きな曲がり角に立っています。

世論調査で8割の国民が今国会での成立に反対をしております。立場の違いを越え、戦争法案の廃案に向け、運動が盛り上がってきています。日弁連や各地の弁護士会が

活発な反対運動を展開し、憲法学者をはじめ多くの知識人が反対を表明し、若者たちが国会行動に取り組み、保守層や改憲派の中からも反対の声が次々に上がるなど、多くの団体・個人が声を上げて、行動に立ち上がっています。

先日の衆議院憲法審査会では、3人の憲法学者が参考人となりましたが、自民党、公明党、維新の会が推す憲法学者までもが、安保法案は憲法違反であるとの判断を下しました。また、憲法学者の99%の方々が憲法違反であると表明しております。さらには、自民党の元幹部だった山崎拓はじめ亀井静香、武村正義、藤井裕久、古賀誠、海部元首相、伊吹元衆議院議長、野中元自民党幹事長など、歴代の自民党の重鎮たちが反対を表明しました。また、日弁連の与野党国会議員の勉強会に自民党の村上誠一郎衆議院議員が飛び入り参加をして、安保法案に対して、このことで突破口を開けば主権在民、基本的人権に至るまで、時の政府の恣意によって憲法を曲げることができてしまう、民主主義の危機であると批判をしました。地方議会においても、全国の議会から反対決議が次々に上がってきています。

このような状況の中、集団的自衛権行使を可能にする安保法案について、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 全国の耳目がここに集まっていると、そして国会の審議が会期を延長してまで、1つの危惧は、強行突破するのではないかということもささやかれております。

そういった状況下を国民としてどう考えるかということ、今問われました。私は、十分なる審議をしてもらいたい、今そう思っております、それしかない。それで、今申されましたとおり、先輩諸兄は反対しておりますね、本当に、この間テレビでやっていました。小泉大臣、それから中曽根大臣、憲法9条は海外といったものは専守防衛から外れるのではないかと、よってということであります。

今回自衛隊法関連11法案が出て、そして国内向けと国際的に2つに分かれましたね。解説しておりました。国際的には国連の決議、安保理の決議に基づくであろうということでもありますので、ではこれまでの個別から集団的にどうできるのかと、言われたとおり、多くの人々は、やっぱり去年の閣議決定と日米防衛協力のガイドラインに沿ったものと、誰しもそう思っております。

今後、この推移がどのように解釈されるのか。入り口論で今、この法案のこと自体が憲法違反だという参考人3人、同（聴き取り不能）で、そのうちの2人、今日、朝日新聞にコメントを書いておりますね。そういうことがあって、そもそも憲法論になるのかということになりますので、最初からこれはそういったことをはらんでいるわけであります。

それで、これまでの話は半分です。もう一つは、これまでずっと日米の核の傘にあって、日本ひとり、ジャパン・アズ・ナンバーワンと言われた戦後の驚異的な発展があった。それが巨大化して、そして国連における割合といいますか、力も認められてきた中であって、ずっとこの戦争は放棄する、あるいは自衛隊は軍隊ではないと、国

内的には軍隊ではない、共産党も自衛隊は認めておりますね。

しかし、海外の派遣、派兵とは言えません、軍隊は派兵ですが自衛隊は軍隊じゃないので派兵という言葉を使うなというふうに言われております。この扱いをどうしていくかということが、今、日本の閣僚の中では、外務大臣と総理大臣と防衛大臣、これは外国に行って一番バッシングを受けている。日本はこれだけの国際的な地位を占めながら何もしないではないかと。そしてショウ・ザ・フラッグ、アメリカのペンタゴンから言われましたね、お金だけではだめですよ、力を出せと言われていた。どう対応するかというのが、今の国際社会における日本の、やっぱり国家としての一番のテーマであるわけでありませう。

これをどのように折り合いをつけていくのかというのが今国会の焦点であります。戦争はしないほうがいいし、戦争放棄の憲法がずっと守れるのであれば、日本は最高です。国連もそのほうがいいと言っている。でも、そのように行くのかと。今回の念頭にある問題がある。北朝鮮、南シナ海、それから具体的にペルシャ湾の掃海の話が出ましたね。でも、あれは氷山の一角、あんなことよりもっともっと具体的なものが提示されなければ議論できないというふうに言っております。

しかしながら、何もなくていいのかということだけでもだめらしいといったときに、では誰でも憲法改正して、そして集団的自衛権を入れたらいいだろう、でも国会決議ができるまでに、すぐにできるのか、できないだろうという読みもあって、そして今、憲法解釈に至っているということになっている状況でありますので、これは一かどの、通り一遍の、あれは通常の議論では解決し得ない問題です。よって、十分な国会の議論を待つしかない、見守るしかない、中途半端で打ち切ってはならない。そういったことをやっぱり今質問を受けて、そう思っていることを申したところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 十分な審議をしてほしいというのが村長の考えですけれども、その後の話を聞いていると、海外に行ってもしようがないだろうと、状況を見ると。そう言っているふうには私は聞こえるんですけども、本当にそれでいいのかと。やっぱり日本国の憲法9条は、日本で9条だって、世界に広めていくべきであって、一度もう戦争、ドンパチが起きたら、もう対話はなくなっちゃうんですね、そこで。そうしたら、誰が犠牲になるかと。自分の子ども、孫だってそこに入るわけですよ。そういうことを許していいのかと、我々が今の世代で。これから未来を抱える子どもたち、若者にそういったことを押しつけていいのかと私は思いますよ、すごく。

これも全国で今、各首長がいろんな意見を言っていますけれども、栃木県の日光市の斎藤文夫市長がこのように、日本共産党の市会議員の同じようなこういった質問で、一般質問での答えに、市長は、地方公共団体の長は、最高法規である憲法を守っていかなければならず、戦争の放棄を定めた憲法を次世代に引き継いでいく使命があると。平和、安全保障や自衛隊の戦闘支援は、日本の平和主義の根幹にかかわる重要な問題であり、憲法改正にもつながる重要な問題であると答えております。さらに、にもか

かわらず、現段階において国民に対し、国による十分な説明責任が果たされていないと認識している。今後、幅広く国民的理解を得ながら慎重に審議を進めていくべきだとして、集団的自衛権を行使しないということが日本のこれまでの考え方であると強調しております。

いろんな分野で今ネットを見ると、村長もネットを見ていると思うんですけども、いろんな分野、あの分野でもこれには異論を唱えている人が多いのが現実です。

今日の新聞ですか、昨日も学者の方2,700名、演劇人36団体が、それぞれ戦争法案に反対することを表明し、アピールを發表しております。私は、何があっても戦争で物事を解決することは絶対反対であります。戦争が始まれば対話はなくなり、多数の犠牲者が出ます。戦争に行く人は若者たちです。自分の子、孫たちにそんなむごいことを押しつけることは、私はできません。何としてもこれを廃案にするまで行動していきたいと思っております。

以上を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

2番真船正晃君が着席しました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第7、6番仁平喜代治君の一般質問を許します。6番仁平喜代治君。

◇ 6 番 仁平喜代治君

1. 水道事業について

○ 6 番（仁平喜代治君） 6 番仁平喜代治です。通告に従い一般質問いたします。

質問事項として、水道事業について。上水道未普及地区の解消について伺います。

日常生活における飲料水は、生活用水として必要不可欠であります。本村の水道事業につきましては、平成 25 年度の公営企業決算書によりますと、上水道の普及率が 94.9%となっております。上水道の普及はかなり進んでいると理解するところであります。

それでは、残りの 5%の水道普及は、どの地区でどの程度の世帯数になるのか、お示してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 6 番仁平議員の一般質問にお答えをいたします。

平成 25 年度の公営企業会計決算書に記載してあります普及率 94.9%につきましては、西郷村の行政区域内人口に対する村の上水道の給水人口の割合を示した率でございます。つまり、上水道の給水普及率が 94.9%となっているわけでございます。

一方、水道の普及率という数字があります。この水道の普及率というのは、先ほど述べました上水道のほかに簡易水道、専用水道など、これらの給水人口の合計が行政区域内人口に占める割合を示すものでございまして、この合計の水道の普及率になりますと、西郷村は 97.4%でございます。この数字は、県南 9 町村では棚倉の 97.6%に次ぐ高普及率であります。なお、福島県全体の普及率は 89.9%でございます。

西郷村の水道普及率での残りの 2.6%の地区でございますが、給水区域外ですが北部の真名子及び長久保、そして中通りでは甲子でございます。給水区域内では伯母沢地区の一部、稗返地区の一部、柳沢地区、赤坂地区となります。この地区の世帯数は約 100 で、人口で約 200 人でございます。

○議長（鈴木宏始君） 6 番仁平喜代治君の再質問を許します。

○ 6 番（仁平喜代治君） それでは、再質問いたします。

水道事業におきましては、給水区域の整備を少しでも実施し、未普及地区の解消を目指して、安全で衛生的な水道の普及、整備を進めるべきと考えますが、今後、これらの未普及地区の整備について計画があるのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 未普及地区の整備計画についてのおただしにお答えいたします。

西郷村の水道事業は、上水道として昭和 58 年に創設、給水の開始をし、その後村の発展とともに 2 次にわたる拡張事業を行いました。

第 2 次拡張事業では、白河地方用水供給企業団から受水することにより、将来にわたり安定的な給水を行うことができる体制を整え、そして給水区域の拡張も進めており、この第 2 次拡張による現在の目標年次を平成 30 年度といたしたところでござい

ます。ということで、現在水道事業の経営を行っているところでございます。

おただしの未普及地域の整備計画につきましては、地理的な条件、水道施設建設事業費等を踏まえますと、現在水道事業としての課題である水道施設の老朽化の更新、また耐震化の事業実施に係る相当膨大な費用を考えますと、未普及地区の整備につきましては財政的な面からも非常に厳しいと思ひますが、これらの地域への水道の給水方法の調査検討を進めて、昨日、地下水の危険性という話もありましたが、そういったことも含めまして、この課題の整理を進めてまいりたいと思ひているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 6 番仁平喜代治君。

○6 番（仁平喜代治君） さらに質問いたします。

栃木県との県境に接してあります稗返、柳沢、赤坂地区は専用水道もなく、またこの地域のみ水道もなく、現在は飲料水として自家用井戸を97戸が使用しております。これらは水質の問題で、さきに同僚議員の質問にもありました、柳沢地区の産業廃棄物の不法投棄による地下水の汚染などで水質の問題があります。また、渇水による生活用水の不足など、将来の生活環境を考えますと不安視する意見があります。上水道施設の設置の要望は高まっております。

このような状況を受けた中で、整備計画を進めていただきまして、地域住民の公衆衛生の向上や、さらには未普及地区の解消など、水道事業の目的が達成され、生活に必要なインフラ整備を整えることにより、企業の誘致などが有利になり、また村外からの移住者が増えるものかと考えられます。村の発展にもつながるものと思ひますので、給水区域の拡張計画については、再度考えを伺ひます。大変難しい課題だと思ひますが、あらゆる角度からコストの低減を図り、早期の整備計画をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この普及区域の拡大事業実施についてのお話がありましたので、この計画を判断するに当たりましては実情をよく、もちろん今おただしの点がございましたし、いろいろ地形的なもの、いろいろ把握する必要がございます。整備案等をつくっていくということで、平成30年までの認可見直しの中で検討していきたいというふうに思ひます。

管工事で相当費用の問題がいろいろ出てくると思ひますが、対応可能な、今申されましたような研究等を進めて、そしてよく精査をして計画策定というふうに持っていきたいと思ひます。

いろいろ審議会等もございまして、案の途中途中で説明申し上げながら、いろいろご指導賜って対応してまいりたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 6 番仁平喜代治君。

○6 番（仁平喜代治君） 先ほどの産業廃棄物による水質汚染と言っているその言葉を訂正しまして、環境汚染により水質汚染というふうに訂正いたします。

○議長（鈴木宏始君） 6 番仁平喜代治君の一般質問は終わりました。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで議案2件、発委1件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午後1時10分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時12分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加議案の上程（議案第55号、議案第56号及び発委第3号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました議案2件、発委1件につきましては、日程第1の次に追加日程第1、議案第55号、追加日程第2、議案第56号、追加日程第3、発委第3号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第55号及び議案第56号に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたしました議案は、議案第55号「再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業平成27年度施工西郷村文化センター太陽光発電設備等設置工事請負契約について」及び議案第56号「再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業平成27年度施工西郷村保健福祉センター太陽光発電設備等設置工事請負契約について」の2件でございます。

議案第55号は、入札に付した西郷村文化センター太陽光発電設備工事請負契約の締結、議案第56号は、入札に付した西郷村保健福祉センター太陽光発電設備工事請負契約の締結につきまして、西郷村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第55号に対する細部説明を求めます。

建設課長。

(建設課長、議案書により細部説明)

○議長(鈴木宏始君) 続いて、議案第56号に対する細部説明を求めます。

健康推進課長。

(健康推進課長、議案書により細部説明)

○議長(鈴木宏始君) 続いて、発委第3号に対する趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、12番上田秀人君。

○議会運営委員長(上田秀人君) 発委第3号について説明をさせていただきます。

西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び西郷村議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提出の理由といたしまして、西郷村議会の議員の定数が16と改正されたことに伴い、常任委員会の委員の定数等について改正をするものであります。

よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長(鈴木宏始君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日17日、明後日18日は議案調査のため休会とします。

19日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後1時23分)